

株式会社栄光製作所
住宅型有料老人ホームすがお
デイサービスすがお
グループホーム虹の家
小規模多機能型ホーム太陽の家

身体拘束等の適正化のための指針

I 身体拘束適正化に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束しない介護を実践することとする。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。

しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

II 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として利用者に対する身体拘束およびその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ② 言葉の応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

Ⅲ 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置等

① 設置目的

身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束廃止に向けての現状把握および改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合に手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

② 身体拘束廃止委員会の構成および開催

委員会は、管理者、介護支援専門員、介護職員により構成し、3ヶ月に1度スタッフ会議の際に開催する。その他、必要な都度開催する。

Ⅳ やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなが服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

（１）カンファレンスの実施

緊急やむ得ない状況になった場合、「拘束による利用者の心身の損害」や「拘束しない場合のリスク」について検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の３要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に開催する。

（２）利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と、行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

（３）記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、別に定める様式を用いてその様子・心身状況・やむ得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。その記録は２年間保存する。

（４）拘束の解除

上記（３）に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなく

なった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者・家族に報告する。

V 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの施行および本指針に基づく身体拘束廃止への取り組みについての職員教育を行う。

(1) 職員教育の内容

- ① 定期的な教育・研修を実施する。
- ② 新任者に対する身体拘束廃止および改善のための教育・研修を実施する。
- ③ その他、必要な教育・研修を実施する。

VI 当該指針の閲覧

当指針は公表し、利用者、ご家族、従業員等がいつでも自由に閲覧することが出来ます。

平成 30 年 4 月 1 日 新規制定